

証券コード 7815
2025年10月2日
(電子提供措置の開始日 2025年9月25日)

株 主 各 位

東京都江東区新木場二丁目11番1号
東京ボード工業株式会社
代表取締役社長 井 上 弘 之

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご厚情を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「臨時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.t-b-i.co.jp/ir/stock/sokai.html>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト
(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コード(7815)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年10月16日(木曜日)午後5時までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年10月17日（金曜日）午前11時
2. 場 所 東京都江東区新木場一丁目18番8号
木材会館 7階 檜のホール(末尾のご案内図をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
決 議 事 項
議 案 定款一部変更の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日の受付開始時間は午前10時30分を予定しております。
 - ◎当日のご出席に代えて、インターネット又は書面（郵送）による議決権行使が可能です。ぜひ、事前の議決権行使をご活用ください。
 - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。
 - ◎当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトには修正内容を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

上場維持基準の適合及び国内の他取引所への上場に向けては、継続企業の前提に関する注記の解消が必要であると認識しており、決算期（事業年度の末日）を2月末日に変更することで、現状2026年3月31日となっている東証における上場維持基準の適合に向けた改善期間が2027年2月28日となり、当該注記解消に向けた対応期間がより長く確保できるため、決算期（事業年度の末日）を2月末日に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

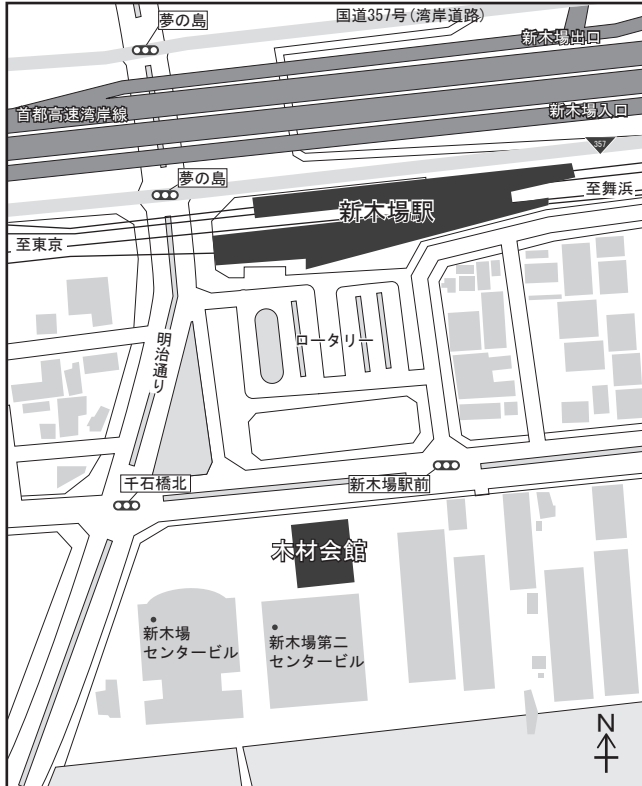
(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(定時株主総会の基準日) 第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年3月31日</u>とする。 (事業年度) 第42条 当会社の事業年度は、毎年<u>4月1日から翌年3月31日</u>までとする。 (期末配当金) 第43条 当会社は、株主総会の決議によって毎年<u>3月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。 (中間配当金) 第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9月30日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。 (新 設)	(定時株主総会の基準日) 第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年2月末日</u>とする。 (事業年度) 第42条 当会社の事業年度は、毎年<u>3月1日から翌年2月末日</u>までとする。 (期末配当金) 第43条 当会社は、株主総会の決議によって毎年<u>2月末日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。 (中間配当金) 第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年<u>8月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。 附 則 (事業年度に関する経過措置) 1. <u>第42条の規定にかかわらず、2025年4月1日から始まる第81期事業年度は、2026年2月28日までの11か月間とする。</u> 2. <u>本附則は、第81期事業年度終了後これを削除する。</u>

以 上

ご 案 内 図

本臨時株主総会の会場は、下記のとおりでございます。



東京都江東区新木場一丁目18番8号

木材会館 7階 檜のホール

電話：03-5534-3111

交通

JR 京葉線「新木場」駅 徒歩6分

東京メトロ 有楽町線「新木場」駅 徒歩7分

りんかい線「新木場」駅 徒歩7分

都営バス「新木場」駅 徒歩4分

当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されます
のでお車でのご来場はご遠慮ください。